

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙5)

現 行	改 正 後
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）	IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)
IV-5 指定親会社グループについて	IV-5 指定親会社グループについて
IV-5-5 リスク管理態勢	IV-5-5 リスク管理態勢
IV-5-5-3 再建・処理計画の策定等	<u>(IV-8-1に移動)</u>
IV-5-5-3-1 意義	<u>(IV-8-1-1に移動)</u>
IV-5-5-3-2 着眼点と監督手法・対応	<u>(IV-8-1-2に移動)</u>
IV-5-5-4 (略)	IV-5-5-3 (略)
IV-5-5-4-1 (略)	IV-5-5-3-1 (略)
IV-5-5-4-2 (略)	IV-5-5-3-2 (略)
(新設)	<u>IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</u>
(IV-5-5-3から移動)	<u>IV-8-1 再建・処理計画の策定等</u>
(IV-5-5-3-1から移動)	<u>IV-8-1-1 意義</u>
(IV-5-5-3-2から移動)	<u>IV-8-1-2 着眼点と監督手法・対応</u>
(新設)	<u>IV-8-2 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応</u>
(新設)	<u>IV-8-2-1 意義</u> <u>2013年6月の預金保険法改正により、内閣総理大臣は、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙5)

現 行	改 正 後
	<p><u>契約の特定解除等（同条第2項に規定する特定解除等をいう。）を定めた条項（以下「特定解除等の条項」という。）について、同条第1項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定（以下「ステイの決定」という。）を行うことができるようになった。併せて、事業譲渡等における債権者保護手続の特例等に係る同法第131条の規定が改正された。我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第126条の2第1項に規定する特定認定の対象となる第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者等（同条第2項第3号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力及び同法第131条に規定する債権者保護手続の特例等（以下「ステイの決定の効力等」という。）を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。</u></p> <p><u>IV-8-2-2 主な着眼点</u></p> <p><u>外国法準拠の契約における早期解約条項等の一時停止の効力の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢（注）に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>（注）指定親会社については、指定親会社グループ、特別金融商品取引業者については、特別金融商品取引業者グループで管理態勢を整備する必要がある。</u></p> <p><u>（1）契約締結等に係る留意事項</u></p> <p><u>預金保険法施行規則第35条の18に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のうち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下総称して「対象取引」という。）に関して、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合（既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。）及び既存の契約に係る新規の取</u></p>
(新設)	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙5)

現 行	改 正 後
	<p><u>引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応（注）を行っているか。</u></p> <p><u>(注) 以下のような対応が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① ステイの決定の効力等が外国法準拠の契約に及ぶことを目的とする国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する対応</u> <u>② 対象取引にステイの決定の効力等が及ぶことを契約書に明記する対応</u> <p><u>(2) 既存の契約に係る留意事項</u></p> <p><u>対象取引に係る特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約（当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。）についても、ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記（1）の対応を行うことが望ましい。</u></p>
(新設)	<p>IV－8－2－3 監督手法・対応</p> <p><u>上記の監督上の着眼点に基づき、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者等の管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には指定親会社に対し、金商法第57条の23及び預金保険法第136条の規定、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者に対し、金商法第56条の2及び預金保険法第136条の規定に基づき報告を求めることとする。</u></p> <p><u>また、報告徴求の結果、秩序ある処理の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、指定親会社に対し、金商法第57条の19の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第137条の4の規定に基づく命令、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者に対し、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第137条の4の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。</u></p>
(中略)	(中略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙5)

現 行	改 正 後
XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社） (新設)	XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社） <u>XII-4 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応</u>
(新設)	<u>XII-4-1 意義</u> 2013年6月の預金保険法改正により、内閣総理大臣は、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等（同条第2項に規定する特定解除等をいう。）を定めた条項（以下「特定解除等の条項」という。）について、同条第1項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定（以下「ステイの決定」という。）を行うことができるようになった。併せて、事業譲渡等における債権者保護手続の特例等に係る同法第131条の規定が改正された。我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第126条の2第1項に規定する特定認定の対象となる証券金融会社は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力及び同法第131条に規定する債権者保護手続の特例等（以下「ステイの決定の効力等」という。）を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。
(新設)	<u>XII-4-2 主な着眼点</u> 外国法準拠の契約における早期解約条項等の一時停止の効力の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。 (1) 契約締結等に係る留意事項 預金保険法施行規則第35条の18に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のうち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（こ

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙5)

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下総称して「対象取引」という。) について、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合（既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。）及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応（注）を行っているか。</p> <p>(注) 以下のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ステイの効力等が外国法準拠の契約に及ぶことを目的とする国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する対応 ② 対象取引にステイの効力等が及ぶことを契約書に明記する対応 <p>(2) 既存の契約に係る留意事項</p> <p>対象取引に係る特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約（当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。）についても、ステイの効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記（1）の対応を行うことが望ましい。</p> <p>XII-4-3 監督手法・対応</p> <p>上記の監督上の着眼点に基づき、証券金融会社の管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第156条の34及び預金保険法第136条の規定に基づき報告を求めるところとする。</p> <p>また、報告徴求の結果、秩序ある処理の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第156条の33の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第137条の4の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。</p>